

フランス国務院関係法令集

奥村公輔

1. はじめに

本稿は、フランス国務院 (Conseil d'État)¹⁾ の研究に資するため、関係法令を翻訳したものである。周知のとおり、フランス国務院は、1799年にナポレオンによって創設され、その後のいくつもの憲法体制において、多かれ少なかれその権限に違いはあるものの、政府の諮問機関としての役割と最高行政裁判所の役割を果たしてきた。現在の第五共和制憲法体制においても国務院はこの二重機能を果たしている。そして、国務院は憲法においてはその存在が前提とされた機関として位置付けられ、憲法のいくつかの条文におい

1) フランスの「Conseil d'État」は、「国務院」と訳されることもあるが、単に「コンセイユ・デタ」と訳されることが多い。筆者も従前は「コンセイユ・デタ」と表記してきた。しかし、ヨーロッパ諸国には、フランスの「Conseil d'État」のように、政府（及び議会）の諮問機関としての役割と最高行政裁判所としての役割を有する機関が存在している。例えば、ベルギーには、フランス語で「Conseil d'État」、オランダ語で「Raad van State」、ドイツ語で「Staatsrat」と称される機関（ベルギーでは3つの言語が公用語であるため、このように3つの言語で表記される）、オランダには、オランダ語で「Raad van State」と称される機関、イタリアには、イタリア語で「Consiglio di Stato」と称される機関、ギリシャには、ギリシャ語で「Συμβούλιο της Επικρατείας」と称される機関が存在し、いずれも「国務院」と訳される。本稿は、ヨーロッパにおける二重機能型「国務院」の比較法的研究の観点から、フランスの「Conseil d'État」を「国務院」と訳している。なお、これらの国務院は、一般に英語では「Council of State」と表記されている。

てその諸権限が規定されている。

一方、現在のフランス国務院の組織及び権限の詳細は、「行政裁判法典 (Code de justice administrative)」の「第 1 部 国務院」において規定されている。フランスの多くの法典は法律の部と命令の部によって構成されているが、行政裁判法典もまた法律の部と命令の部によって構成されている。

そこで、本稿は、フランス国務院の組織及び権限を明らかにするための基礎的資料を提供することを目的として、まず「フランス第五共和制憲法 (1958 年 10 月 4 日憲法)」における国務院に関連する諸規定を訳出し (2)、その上で「行政裁判法典」の「第 1 部 国務院」の法律の部と命令の部を訳出する (3)。この点、憲法の諸規定に関しては、「国務院」及びその構成員としての「国務評定官 (Conseiller d'État)」²⁾に関するものと分かるように、これらの文言に下線を引いている。なお、国務院及び国務院構成員に関する諸規定は、行政裁判法典の第 1 部以外や他の諸法令にも見られる³⁾が、本稿は、これらの諸規定については訳出しない。

第五共和制憲法及び行政裁判法典のテキストについては、フランス政府の管理する法令検索サイト「Légifrance」(<https://www.legifrance.gouv.fr/>)を参照した (2019 年 9 月 26 日最終閲覧)。

2. フランス第五共和制憲法 (1958 年 10 月 4 日) (抄)

(2008 年 7 月 23 日最終改正)

第 13 条〔大統領による命令の署名と公務員の任命〕 大統領は、閣議で審議決定されたオルドナンス及びデクレに署名する。

2) 国務院構成員としての「Conseiller d'État」は「コンセイユ・デタ評定官」と訳されることが多いが、本稿は、「Conseil d'État」を「国務院」と訳すこととの関係上、「Conseiller d'État」を「国務評定官」と訳している。

3) 例えば、重要な諸規定として、「憲法院に関する憲法附属法律についての 1958 年 11 月 7 日オルドナンス第 1067 号」の「第 2 章の 2 合憲性優先問題について」がある。

- ② 大統領は、国の文官及び武官を任命する。
- ③ 国務評定官、賞勲局総裁、大使及び特使、会計検査院主任検査官、知事、第 74 条所定の海外公共団体及びニューカレドニアにおける国家代表、将官、大学区長、中央行政庁の長官は、閣議で任命する。
- ④ 閣議で任命される他の官職及び大統領の任命権限を、大統領がその名において行使させるために大統領が委任できる要件は、憲法附属法律により定める。
- ⑤ 〔略〕

第 37 条〔命令事項〕 法律の所管に属すること以外の事項は、命令の性質を有する。

- ② かかる事項について定める法律形式の法令は、国務院の意見を聴いた後に定められるデクレにより改正することができる。こうした法令で本憲法発効後に制定されたものは、前項により命令の性格を有すると憲法院が宣言した場合にのみ、デクレにより改正することができる。

第 38 条〔オルドナンスへの授権〕 内閣は、そのプログラムを実施するために、通常は法律の所管に属する措置を、期間を限定して、オルドナンスにより定めることの授権を国会に求めることができる。

- ② このオルドナンスは、国務院の意見を聴いた後に、閣議で定める。このオルドナンスは、公布と同時に発効するが、承認のための法律案が授権法律の定めた期日までに提出されない場合には効力を失う。
- ③ 本条第 1 項に定める期間の満了後は、オルドナンスは、法律の領域に属する事項については、法律によらなければ変更されない。

第 39 条〔法律案の提出〕 法律案提出権は、首相と国会議員に競合して属する。

- ② 政府提出法律案は、国務院の意見を聴いた後に、閣議で審議決定し、両議院のいずれかの理事部に提出する。予算法律案及び社会保障財政法律案は、先に国民議会に付託する。地域共同体の組織を主たる対象とする政府提出法律案は、先に元老院に付託するが、第 44 条第 1 項の適用は排除されない。

- ③ 政府提出法律案は、憲法附属法律の定める要件に従って、国民議会又は元老院に提出する。
- ④ 先に付託された議院の議事協議会が、憲法附属法律の定める諸準則が遵守されていないと認めるときは、政府提出法律案は議事日程に記載することはできない。議事協議会と内閣との間で意見が一致しないときは、当該議院の議長又は首相は、憲法院に付託することができ、憲法院は 8 日以内に裁定する。
- ⑤ 法律の定める要件に従い、議院の議長は、その議院の議員が提出した法律案につき、委員会での審査の前に、当該議員が反対する場合を除いて、國務院に意見を求めることができる。

第 61-1 条〔違憲の抗弁による合憲性審査〕 裁判所で係争中の事件の審理に際して、憲法で保障される権利及び自由が法律によって侵害されていることが主張されたとき、憲法院は、所定の期間内に見解を表明する國務院又は破毀院からの移送により、この問題について付託を受けることができる。

- ② 本条の適用に関する要件は、憲法附属法律により定める。

第 65 条〔司法官職高等評議会〕 司法官職高等評議会は、裁判官について権限を有する部会と、検察官について権限を有する部会で構成する。

- ② 裁判官について権限を有する部会は、破毀院長官により主宰される。この部会は、さらに、5名の裁判官及び1名の検察官、國務院が指名する1名の國務評定官、1名の弁護士、並びに、国会、司法機関及び行政機関に所属しない6名の資格ある有職者で構成する。大統領、国民議会議長、元老院議長はそれぞれ2名ずつ資格ある有識者を指名する。第13条最終項の定める手続は、この有職者の任命にも適用する。各議院の議長による任命は、当該議院の常任委員会の意見にのみ従う。
- ③ 検察官について権限を有する部会は、破毀院付検事総長により主宰される。この部会は、さらに、5名の検察官及び1名の裁判官、並びに、第2項で定める1名の國務評定官、1名の弁護士及び6名の有識者で構成する。
- ④ 司法官職高等評議会の裁判官部会は、破毀院の裁判官の任命、控訴院長

官の任命及び大審裁判所所長の任命について、提案を行う。その他の裁判官は、当該部会の一致した意見に従い任命される。

- ⑤ 司法官職高等評議会の検察官部会は、検察官の任命について意見を述べる。
- ⑥ 司法官職高等評議会の裁判官部会は、裁判官の懲戒評議会として裁定する。この場合に、当該部会は、第2項で定める構成員に加えて、検察官について権限を有する部会に属する裁判官も含む。
- ⑦ 司法官職高等評議会の検察官部会は、検察官に対する懲戒について意見を述べる。この場合に、当該部会は、第3項で定める構成員に加えて、裁判官について権限を有する部会に属する検察官も含む。
- ⑧ 司法官職高等評議会は、第64条の規定に従い大統領が行った諮問に応えるために、総会を招集する。この総会では、司法官の職業倫理に関する問題及び司法大臣によって付託されたあらゆる問題について裁定する。この総会は、第2項で定める5名の裁判官のうち3名、第3項で定める5名の検察官のうち3名、並びに、第2項で定める1名の国務評定官、1名の弁護士及び6名の有識者で構成する。この総会は、破毀院長官によって主宰され、控訴院付検事長がその代理を務めることができる。
- ⑨ 懲戒事案を除き、司法大臣は、司法官職高等評議会の諸部会の会議に出席することができる。
- ⑩ 司法官職高等評議会は、憲法附属法律の定める要件の下で、当事者から付託を受けることができる。
- ⑪ 本条の施行要件は、憲法附属法律により定める。

第74-1条〔本土の法律の適用〕 内閣は、第74条で定める海外公共団体及びニューカレドニアにおいて、国の権限に留まる事項に関し、必要な調整を行った上で、本土に適用される法律の性格を有する規定をオールドナンスにより拡張して適用することができ、又は、当該地方公共団体の特別機関に適用される法律の性格を有する規定を適合させることができる。

- ② 前項のオールドナンスは、関係議決機関及び国務院の意見を聴いた後に、閣議で審議決定する。このオールドナンスは、公布後直ちに発効し、公布後

18 ヶ月以内に国会の承認がなければ失効する。

第 76 条〔ヌメア協定に関する住民投票〕 ニューカレドニアの住民は、1998 年 5 月 5 日にヌメアで締結され、同年 5 月 27 日にフランス共和国で公布された協定の諸規定に関して意見を表明するために、1998 年 12 月 31 日以前に招集される。

- ② 1988 年 11 月 19 日法律第 2 条で定める要件を満たす者は、投票への参加が認められる。
- ③ 投票の組織化に必要な措置は、国務院の議と閣議を経たデクレにより実施する。

3. 行政裁判法典 (抄) (2019 年 7 月 26 日最終改正)

法律の部

第 1 部 国務院

第 1 編 権 限

第 1 章 裁判上の権限

L 第 111-1 条〔最上級行政裁判所〕 国務院は、最上級の行政裁判所である。国務院は、他の行政裁判所により最終審として下された判決に対する破棄の申立てについて終審として裁定し、また、第 1 審又は控訴審として付託された申立てについて裁定する。

第 2 章 行政上及び立法上の権限

L 第 112-1 条〔法令案に関する諮問〕 国務院は、法律及びオルドナンスの制定に参加する。国務院は、政府が作成する法文案について首相により付託される。

- ② 国務院は、一方の議院の理事部に提出され、委員会で審査されておらず、当該議院の議長によって付託された議員提出法律案について意見を答申す

る。

- ③ 国務院は、デクレ案について、及び、国務院の関与が憲法、法律若しくは命令の諸規定により予定されている又は政府により付託される、その他すべての政府提出の法文案について、意見を答申する。
- ④ 法文案を付託されると、国務院はその意見を答申し、必要と判断する修正を提案する。
- ⑤ 他に、国務院は、要請された草案を準備し起草する。

L 第 112-2 条〔法律問題に関する諮問〕 国務院は、首相又は大臣から、行政事項において生じた問題について、諮問を受けることができる。

L 第 112-3 条〔提案権〕 国務院は、その主導により、一般利益に適合すると考える法律、命令及び行政の領域の諸改革について、公権力の注意を喚起することができる。

L 第 112-4 条〔監察官及び大臣補佐官の任を負う国務院構成員〕 国務院副長官は、首相又は大臣の求めに応じて、監察官の任を負う 1 名の国務院構成員を指名することができる。

- ② 国務院副長官は、諸大臣の求めに応じて、特定の法文案の起草においてその諸大臣の管理行政を補佐する 1 名の国務院構成員を指名することができる。

L 第 112-5 条〔行政裁判所の監察〕 国務院は、行政裁判所の監察の恒常的任務を負う。

L 第 112-6 条〔地方法律案に関する諮問〕 ニューカレドニアに関する 1999 年 3 月 19 日憲法附属法律第 209 号第 100 条で定めるとおり、「ニューカレドニア政府提出の地方法律案は、政府会議で審議決定を行うニューカレドニア政府により採択される前に、意見を求めて国務院に付託される。

- ② ニューカレドニア議会の議員提出の地方法律案は、第一読会の前にニューカレドニア議会の議長により、意見を求めて国務院に付託される。
- ③ 国務院の意見は 1 か月以内に答申されるものとする。
- ④ 本条で定める意見は、ニューカレドニア政府の長、ニューカレドニア議会の長、高等弁務官及び憲法院に移送する。」

第 3 章 法律問題に関する意見

L 第 113-1 条〔行政裁判において提起された問題に対する審査〕 重大な困難さを示し、かつ、多数の紛争に関わる、新しい法律問題が提起された場合に、訴えにつき裁断を下す前に、地方行政裁判所及び行政控訴院は、いかなる抗告にも服さない決定により、事件に関する文書を、国務院に移送することができ、国務院は、3 か月以内に提起された問題につき審査する。地方行政裁判所及び行政控訴院は、国務院の意見が出されるか、又は、期限が徒過するまで、本案に関するあらゆる決定を停止する。

第 4 章 仲裁

L 第 114-1 条〔仲裁の命令〕 国務院が第 1 審かつ終審での訴訟を付託されたとき、国務院は、当事者の合意を得た後に、第 2 部第 1 編第 3 章で定める態様に従い当事者間の和解に至らせるために、仲裁を命じることができる。

第 2 編 組織及び運営

第 1 章 一般規定

L 第 121-1 条〔国務院の統轄及び国務院総会の主宰〕 国務院の統轄は、副長官によって確保される。

② 国務院の総会は、首相、及び、首相が不在の場合は司法大臣により、主宰される。

第 1 節 組織

L 第 121-2 条〔構成員〕 国務院は、以下の者で構成する。

- 一 副長官
- 二 部長
- 三 一般職国務評定官
- 四 特別職国務評定官
- 五 調査官

六 特別職調査官

七 第1級傍聴官

八 第2級傍聴官

- ② 国務院構成員は、その任用の期日及び序列によって、各等級に登録されるものとする。

L 第 121-3 条〔訴訟部と行政部〕 国務院は、1つの訴訟部会と複数の行政部会で構成する。

第2節 特別職国務評定官

L 第 121-4 条〔特別職国務評定官の任命〕

I 特別職国務評定官は、諮問的又は裁判的職務を行使するために、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づいて、閣議を経たデクレにより任命する。

II 諮問的職務を行使するために任命された特別職国務評定官は、国家活動の多様な分野において資格を付与された人物の中から選抜する。この特別職国務評定官は、国務院副長官の意見を聴いた後に任命する。

- ② 諮問的職務を行使するために任命された特別職国務評定官は、総会に籍を置き、他の行政部の組織での会議に参加することを求められうる。この特別職国務評定官は、訴訟部に配属することができない。

III 裁判的職務を行使するために任命された特別職国務評定官は、法の領域におけるその権限及びその活動が特に裁判的職務の行使のために資格を付与している人物の中から選抜する。この特別職国務評定官は、公務員の権利及び義務に関する 1983 年 7 月 13 日法律第 634 号第 5 条で定める要件を満たし、少なくとも 25 年の職業活動を証明しなければならない。この特別職国務評定官は、国務院副長官によって主宰され、さらに、国務院副長官に指名された同数の資格を付与された人物と国務院構成員から構成される委員会の提案に基づいて任命される。

- ② 裁判的職務を行使するために任命された特別職国務評定官は、訴訟部に配属する。この特別職国務評定官は、行政部の組織に配属することはできない。この特別職国務評定官は、一般職国務評定官と同じ義務に服する。

- ③ 裁判的職務を行使するために任命され、かつ、公務員の資格を有する特

別職国務評定官は、その元々の専門集団とは切り離された立場に置かれる。

IV 本条の II 及び III で定める特別職国務評定官の数は、国務院の議を経たデクレにより定める。

L 第 121-5 条〔任期・解職〕 特別職国務評定官は、2 年の期間満了前には更新不可能な、5 年の任期で任命される。

② 懲戒上の理由かつ L 第 132-1 条で定める国務院上級委員会の提案に基づいてのみ、特別職国務評定官の職務を解くことができる。

L 第 121-6 条〔報酬・給与〕 L 第 121-4 条 II で定める特別職国務評定官は、国務院におけるあらゆる待遇は別として、自身が国務院で実際に果たす役務についての報酬を受け取ることができる。

② L 第 121-4 条 III で定める特別職国務評定官は、国務評定官の等級に属する給与を受領する。

L 第 121-7 条〔私的職業との関係〕 私的職業活動を行使する特別職国務評定官は、その活動の行使において、自身の特別職国務評定官の資格に言及し、又は、言及させることはできない。この特別職国務評定官は、国務院における任用の後、副長官の事前の許可なく、他の国務院構成員に禁止されている私的収益活動の職業を始めることはできない。

L 第 121-8 条〔身分規定の適用〕 L 第 131-2 条及び L 第 131-3 条の諸規定は、特別職国務評定官に適用する。

第 2 章 裁判上の権限の行使に係る国務院

第 1 節 組織 (条文なし)

第 2 節 裁判構成体

L 第 122-1 条〔裁判構成体〕 訴訟を裁定する国務院の判決は、訴訟総会、訴訟部、合同部会又は裁判構成体として付託された 1 つの部会によって下される。この判決は、同様に、第 7 部第 7 編第 3 章の 2 で定める場合において、L 第 773-2 条で定める特別構成体によって下される。

② 訴訟部長、複数の訴訟副部長、複数の課長、特別構成体の長及びこの目

的のために指名された訴訟部長以外の国務評定官は、オルドナンスにより、合議体によることを正当化しない性質の事件について指揮することができる。

第3節 訴訟部事務局（条文なし）

第4節 裁判補助者

L 第 122-2 条〔裁判補助者〕 L 第 227-1 条で定める要件に適合する者は、裁判補助者として、国務院で任命することができる。

- ② 前項の裁判補助者は2年の任期で任命され、2度の更新が可能である。この裁判補助者は、刑法典第226-13条で定める刑罰の下で、職業上の秘密に拘束される。
- ③ 国務院の議を経たデクレは、本条の適用要件を定める。

第5節 補助法律家

L 第 122-3 条〔補助法律家〕 補助法律家は、L 第 228-1 条で定める要件の下、国務院で任命される。

- ② 国務院の議を経たデクレは、本条の適用の態様を定める。

第3章 行政上及び立法上の権限の行使に係る国務院

単節 議員提出法律案に関する意見

L 第 123-1 条〔議員提出法律案の審査の割り当て〕 副長官は、関係する諸部会の代表者から構成される委員会をその目的のために特別に招集することを決定しない限り、国務院が付託された議員提出法律案の審査を1つの部会に割り当てる。

- ② 国務院の意見は、本法典で定めるいくつかの場合及び態様における免除は別として、総会により答申する。国務院への付託文書において申し立てられた緊急の場合には、国務院の意見は常設委員会により答申することができる。

L 第 123-2 条〔起草者の所見・聴聞・審議での発言権〕 議員提出法律案の起草者は、国務院であらゆる所見を述べることができる。起草者は、自身の求めにより、報告者によって聴聞される。起草者は、国務院の意見が審

議される会議に発言権をもって参加することができる。

L 第 123-3 条〔議員提出法律案に関する意見の通知〕 国務院の意見は、国務院に付託した議院の議長に通知する。

第 3 編 身分規定

第 1 章 一般規定

L 第 131-1 条〔規律〕 国務院構成員の身分は、本部の条項により規律され、及び、本部の条項と反しない限りで国家公務員の身分に係る条項により規律される。

L 第 131-2 条〔行動基準〕 国務院構成員は、完全なる独立性、威厳、公平性、廉潔及び誠実性をもってその職務を行使し、この点に関するあらゆる正当な疑念を生じさせないように行動する。

② 国務院構成員は、その職務の必要上のもものと両立しない公的性格のあらゆる行為又は行動を忌避しなければならない。

③ 国務院構成員は、特定の政治活動を支持するため、国務院への所属を利用してはならない。

L 第 131-3 条〔利益対立の回避・中止〕 国務院構成員は、利益対立状況をすぐに回避する又は中止させるように努めなければならない。

② 職務の独立の、公平なかつ客観的な行使に影響を及ぼす又は影響を及ぼすように思われる性質を有する、ある公益と公的又は私的な諸利益との間の衝突のあらゆる状況は、利益対立を構成する。

L 第 131-4 条〔行政裁判所構成員職業倫理憲章〕 国務院副長官は行政裁判所職業倫理団の意見を聴いた後に、行政裁判所構成員の職務行使に固有の職業倫理原則及び良き慣行を表明する職業倫理憲章を作成する。

L 第 131-5 条〔行政裁判所職業倫理団の構成員〕 行政裁判所職業倫理団は、以下の者で構成する。

- 一 総会により選出された 1 名の国務院構成員
- 二 地方行政裁判所及び行政控訴院高等評議会により選出された地方行政裁判所及び行政控訴院の 1 名の裁判官

三 破毀院の現職又は名誉職の裁判官の中から破毀院長官及び会計検査院の現職又は名誉職の会計検査官の中から会計検査院長官により交互に指名される指名される1名の外部の者

四 国務院副長官の提案に基づき、国務院構成員並びに地方行政裁判所及び行政控訴院の裁判官以外から大統領により任命される資格を有する者

② 職業倫理団の長は、国務院副長官により指名される。

③ 職業倫理団構成員の任期は3年とし、1度の更新が可能である。

L 第 131-6 条〔行政裁判所職業倫理団の任務〕 行政裁判所職業倫理団は以下の任務を負う。

一 L 第 131-4 条で定める職業倫理憲章作成の事前意見を答申すること

二 関係構成員、国務院副長官、国務院の1名の部長、国務院事務総長、行政裁判所監察官、行政控訴院若しくは地方行政裁判所の長、又は、地方行政裁判所及び行政控訴院高等評議会の付託に基づいて、行政裁判所構成員に個人的に関連するあらゆる職業倫理問題についての意見を答申すること

三 その主導により、あるいは、国務院副長官、国務院の1名の部長、国務院事務総長、行政裁判所監察官、行政控訴院若しくは地方行政裁判所の長、地方行政裁判所及び行政控訴院高等評議会、又は、行政裁判所構成員の組合組織若しくは結社の付託に基づいて、職業倫理原則及び職業倫理憲章の適用について行政裁判所構成員を啓蒙する性質を有する勧告を作成すること

四 L 第 131-7 条及びL 第 231-4-1 条で定める要件の下で自身に移送される利益宣言についての意見を答申すること

② 職業倫理団は、その勧告を公表し、また、匿名形式でその意見を公表することができる。

L 第 131-7 条〔利益宣言〕

I その配属から2か月以内に、国務院構成員は、自身が配属されている部の部長に対して、自身の利益の網羅的で、正確でかつ誠実な宣言を表明する。その宣言は、国務院副長官に移送される。

- ② その職務の行使から 2 か月以内に、部長及び事務総長は、國務院副長官に対して、自身の利益の網羅的で、正確でかつ誠実な宣言を表明する。
 - ③ 利益宣言は、宣言者が有している又は宣言者がその配属若しくはその職務の行使より過去 5 年間有していた、職務の独立した公正で客観的な行使に影響を及ぼす又は影響を及ぼすと思われる性質を有する、保持している関連性及び利益に言及する。利益宣言は、その明示が公的に行使される職務又は任務の宣言から生じる場合を除き、当事者の政治的、組合的、宗教的若しくは哲学的な意見又は活動についてのいかなる言及も含まない。
 - ④ 利益宣言が表明されると、あらゆる起こりうる利益衝突を予防し、又は、場合によっては、利益衝突の状況を終了させることを促すことを目的として、利益宣言が表明される機関との職業倫理に関する会談が行われる。会談の後、利益宣言は宣言者によって修正されうる。会談は、宣言者又は機関の要求によりいつでもやり直すことができる。
 - ⑤ 利益宣言が表明された機関は、利益衝突の起こりうる状況についての疑義が生じるとき、利益宣言について行政裁判所職業倫理団の意見を懇請することができる。行政裁判所職業倫理団の意見が部長により懇請されたとき、その意見は同様に國務院副長官にも通知される。
 - ⑥ 保持している関連性及び利益のあらゆる実質的な修正は、2 か月の期間で、同じ形式の下で補完的宣言の対象となり、新たな職業倫理に関する会談が行われうる。
 - ⑦ 利益宣言は、その秘密性を保障する態様に従って当事者の文書に附属するが、この文書にアクセスすることが認められている者による閲覧は留保される。
 - ⑧ 懲戒手続が開始されているとき、国璽尚書たる司法大臣及び第 132-1 条で定める國務院上級委員会は、利益宣言にアクセスすることができる。
- II その職務の行使から 2 か月以内に、國務院副長官は、行政裁判所職業倫理団に対して、自身の利益の網羅的で、正確でかつ誠実な宣言を表明し、行政裁判所職業倫理団は、あらゆる起こりうる利益衝突を予防し、又は、場合によっては、利益衝突の状況を終了させることを促すことを目的とし

た所見を国務院副長官に通知することができる。

- ② 保持している関連性及び利益のあらゆる実質の変更は、2か月の期間で、同じ形式の下で補完的宣言の対象となる。
- ③ 本条Iの第3項、第7項及び第8項は国務院副長官の利益宣言に適用する。

III 国務院の議を経たデクレは、本条の適用要件、特に、利益宣言の形式、内容、並びに、その表明、改定、維持及び閲覧の諸要件を定める。

L 第 131-8 条〔利益宣言の不遵守に対する制裁〕

I 本法典L第131-7条を適用して利益宣言を表明しなければならない者がその利益宣言を通知しない又はその利益の実質的部分を宣言することを怠ったとき、3年の禁固及び45,000ユーロの罰金に処す。

② 前項で定めるものの他に、刑法典第131-26条及び第131-26-1条で定める態様に従っての公民権の停止、及び、刑法典第131-27条で定める態様に従っての公的職務の行使の停止が表明されうる。

II 本法典L第131-27条で定める宣言、情報若しくは意見の全部又は一部について、本法典L第131-6条最終項で定める場合を除いてこれを公表し、又は、いかなる態様であれこれを漏洩するとき、刑法典第226-1条で定める刑罰に処す。

L 第 131-9 条〔忌避〕

I 忌避に関して本法典で定める他の諸規定を妨げることなく、国務院の裁判機能の枠組みにおいて、利益衝突の状況にあると判断する国務院構成員は、関係する事案の裁判構成体に参加することを忌避する。その代替は、本法典で定める補充準則を適用して確保する。

② 裁判長は、同様に、その主導により、裁判長に通知された諸理由により、国務院構成員が利益衝突の状況にあると裁判長が判断する当該国務院構成員に対して、忌避することを勧告することができる。当該国務院構成員が裁判長の勧告に従わないとき、裁判構成体は、当該国務院構成員の参加なく、判決を下す。場合によって、その代替は、本法典で定める補充準則を適用して確保する。

II 国務院の諮問機能の枠組みにおいて、利益衝突の状況にある判断する国務院構成員は、審議に参加することを忌避する。

L 第 131-10 条〔資産状況宣言〕 その職務の行使から 2 か月以内に、及び、その職務の中断から 2 か月以内に、国務院副長官及び国務院の部長は、公的活動の透明性のための高等評議会議長に対して、資産状況宣言を通知する。

② 資産状況宣言は、公的活動の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日法律第 907 号の第 4 条の I 第 1 項・第 4 項、第 4 条の II・V、官報での特別報告書の公表を例外として第 6 条・第 7 条、及び、第 26 条で定める要件においてかつその態様に従い、作成され、統制され、制裁される。

③ 資産状況のあらゆる実質的変更は、2 か月の期間で、同じ形式の下で補完的宣言の対象となる。

④ 本条、前記 2013 年 10 月 11 日法律第 907 号第 4 条若しくは第 11 条、又は、選挙法典 LO 第 135-1 条を適用して資産状況宣言を 1 年以内に作成した国務院構成員は、いかなる新たな資産状況宣言も要求されない。

⑤ 資産状況宣言は、当事者の文書に添付されず、第三者に通知することができない。

⑥ 国務院の議を経たデクレは、本条の適用要件、特に、資産状況宣言の形式、内容、並びに、その改定及び維持の諸要件を定める。

L 第 131-11 条〔職業訓練〕 国務院構成員は、その職歴の間中、職業訓練を受けることができる。国務院副長官アレテで定める要件の下で、継続した職業訓練活動により、活動免除の権利が認められる。

第 2 章 国務院上級委員会

L 第 132-1 条〔構成員〕 国務院上級委員会は、以下の者で構成する。

- 一 主宰者たる国務院副長官
- 二 部長の職務を実際に行使している部長
- 三 国務院構成員を代表する 8 名の選出された構成員。この構成員の任期は 3 年とし、1 度の更新が可能である。

四 国務院構成員並びに地方行政裁判所及び行政控訴院の裁判官の以外で法の領域でその権限について資格が付与された3名の選出された人物。この3名の人物は、国会議員職を行使せず、また、大統領デクレ、国民議会議長及び元老院議長によりそれぞれ、更新不可能な3年の任期で指名される。

L 第 132-2 条〔権限〕 国務院上級委員会は、国務院の権限、組織又は運営に関する問題について国務院副長官によって諮問される。上級委員会は、国務院構成員の身分に関するすべての問題について意見を表明する。上級委員会は、同様に、国務院構成員の職務の行使に関するすべての問題について諮問されることができる。

- ② 上級委員会は、毎年、採用に関する一般方針を討議する。上級委員会は、L 第 133-8 条及び L 第 133-12 条の定める職務への任用の提案並びに行政控訴院長官の職務への任用の提案について意見を表明する。上級委員会は、国務院構成員の昇進に関する個別の措置について意見を付与する。
- ③ 国務院副長官によって付託されると、上級委員会は、L 第 136-4 条で定める要件の下、国務院構成員に関する懲戒上の措置を提案する。

第 3 章 任 用

第 1 節 一般規定

L 第 133-1 条〔副長官の任命〕 国務院副長官は、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づいて、閣議を経たデクレにより任命する。副長官は、部長又は一般職国務評定官の中から選出する。

L 第 133-2 条〔部長の任命〕 部長は、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づいて、閣議を経たデクレにより任命し、一般職国務評定官の中から選出する。

L 第 133-3 条〔一般職国務評定官の任命〕 一般職国務評定官は、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づいて、閣議を経たデクレにより任命する。

- ② 国務評定官の欠員職の3分の2は、調査官に留保される。
- ③ 調査官を除いて、満 45 歳以上でなければ、何人も一般職国務評定官に

任命されることはできない。

L 第 133-4 条〔調査官の任命〕 調査官は、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づいて、デクレにより任命する。

- ② 調査官の欠員職の少なくとも 4 分の 3 は、第 1 級傍聴官に留保される。
- ③ 職務についている第 1 級傍聴官を除いて、満 30 歳以上でなければ、かつ、文官及び武官のような公的職務の 10 年の経験を証明しなければ、何人も調査官に任命されることはできない。

L 第 133-5 条〔第 1 級傍聴官の任命〕 第 1 級傍聴官は、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づいて、デクレにより任命する。国防法典 L 第 4139 条の諸規定の留保の下で、第 1 級傍聴官は第 2 級傍聴官の中から選出する。

L 第 133-6 条〔第 2 級傍聴官の任命〕 第 2 級傍聴官は、国立行政学院の過去の学生の中から、国立行政学院の学生階級に固有の準則に従って、任命する。

L 第 133-7 条〔国務評定官及び調査官の外部登用〕 国務評定官及び調査官の等級への外部からの任用は、国務院副長官の意見を聴いた後でなければ、宣言することができない。

- ② 前項の意見は、当事者によって過去に行使された職務、その経験、国務院副長官によって毎年表明されている専門集団の要求を考慮する。宣言される任用についての意見の趣旨は、任用行為と同時に官報で告示する。
- ③ 副長官の意見は、当事者の求めに基づいて、当事者に通知する。
- ④ 前三項の諸規定は、本章第 2 節に基づいて宣言される国務評定官及び調査官の等級への任用には適用しない。

L 第 133-7-1 条〔雇用期限〕 国務院構成員は、公的職務及び公的部門における年齢制限に関する 1984 年 9 月 13 日法律第 834 号から生じる年齢制限に抵触するとき、その求めに基づいて、一定の国家公務員の採用の年齢制限及び態様に関する 1986 年 12 月 23 日法律第 1304 号第 1 条で定める雇用最大年齢まで、実際に雇用されることができる。

- ② 前項の求めは、国務院上級委員会に移送され、上級委員会は、役務の利益と当事者の適性を考慮して意見を答申する。

- ③ 本法典 L 第 233-8 条は適用される。

第 2 節 地方行政裁判所及び行政控訴院の専門集団構成員から選抜される国務院構成員の任用

L 第 133-8 条〔地方行政裁判所及び行政控訴院構成員の国務評定官及び調査官への登用〕 2 年の期間ごとに、地方行政裁判所及び行政控訴院の専門集団の 1 名の構成員が、L 第 133-3 条第 2 項の適用を考慮することなく、国務評定官の等級で任命される。

- ② 毎年、地方行政裁判所及び行政控訴院の専門集団の 1 名の構成員が、L 第 133-4 条第 2 項の適用を考慮することなく、調査官の等級で任命される。この専門集団のもう 1 名の構成員が、同じ要件の下で、毎年、調査官の等級で任命されることができる。

- ③ 本条で定める任命は、地方行政裁判所及び行政控訴院高等評議会の意見を聴いた後に、部長とともに審議する国務院副長官の提案に基づいて宣言される。

第 3 節 特別職調査官に関する諸規定

L 第 133-9 条〔特別職調査官の任命〕 国立行政学院を通じて採用された 1 つの専門集団に属する公務員、司法裁判官、大学の正教授及び正専任講師、両議院の官吏、郵便及びテレビ通信の官吏、同等の水準の専門集団又は職業枠組みに帰属する国、地方若しくは国立病院の文官又は武官、並びに、同等の水準の欧州連合の公務員は、特別職調査官の資格で、最大 4 年間、調査官に割り当てられる職務を行使するために、国務院副長官によって任命されることができる。

L 第 133-10 条〔規律〕 特別職調査官は、国務院構成員と同じ義務に服する。

L 第 133-11 条〔解職〕 特別職調査官の出向又は雇用は、定められた期限満了前は、国務院副長官の求めに応じた懲戒上の理由によって、及び、本編第 2 章で定める国務院上級委員会の提案に基づいてしか、これを終了させることはできない。

L 第 133-12 条〔調査官への登用〕 毎年、4 年の期間特別職調査官の職務を行使した 1 名の公務員又は 1 名の司法裁判官は、調査官の等級に任命する

ことができる。本条で定める任命は、部長とともに審議する国務院副長官の提案に基づいて宣言する。

- ② 本条の定める任命は、L 第 133-4 条の適用を考慮しない。

第 4 章 昇 進 (規定なし)

第 5 章 地 位 (規定なし)

第 6 章 懲 戒

L 第 136-1 条〔国務院構成員の制裁〕 国務院構成員に適用される制裁は、以下のものとする。

- 一 譴責
- 二 戒告
- 三 降格
- 四 一定の職務からの解任
- 五 6 か月の限度でのあらゆる職務からの一時的除外
- 六 職務の解任
- 七 罷免

L 第 136-2 条〔調査官及び特別職国務評定官の制裁〕 調査官及び特別職国務評定官は、L 第 136-1 条第 1 号及び第 2 号で定める制裁しか科せられえない。同様に、その職務を終了させることもできる。この后者の制裁は、排他的に表明される。

L 第 136-3 条〔制裁の記載・一時的除外の執行猶予〕 L 第 136-1 条で定める制裁の中で、譴責のみが当該構成員の文書に記載されない。戒告は当事者の文書に記載されるが、いかなる他の制裁も 3 年間科せられなければ 3 年経過後自動的に削除される。

- ② あらゆる報酬を剥奪する職務からの一時的除外は、全部又は一部の執行猶予をつけることができる。職務からの一時的除外は、L 第 136-1 条第 5 号で定める除外期間を 1 か月以下に設定する効果を有することはできな

い。一時的除外の表明から5年の間にL第136-1条第3号から第5号で定める懲戒上の制裁がなされたときは、一時的除外の執行猶予が取り消される。反対に、譴責及び戒告以外のいかなる懲戒上の制裁もこの5年の間に当事者に対して表明されないときは、当事者は、自身が執行猶予を受けている制裁の実施から確定的に免れる。

L 第136-4条〔制裁を科す機関〕 懲戒上の制裁は、国務院上級委員会の提案に基づいて、任命権を付与された機関によって表明される。ただし、譴責及び戒告は、国務院上級委員会に諮問することなく、国務院副長官によって表明されうる。

L 第136-5条〔懲戒に関する忌避・上級委員会主宰〕 懲戒に関して、国務院副長官、訴訟部長、その事案が審査される構成員の等級より下位の等級の上級委員会構成員は、忌避する。そこで、上級委員会は、最古参の行政部長によって主宰される。

L 第136-6条〔制裁の公表〕 上級委員会の提案に基づいて、任命権を付与された機関は、その理由を伴って又は伴うことなく、L第136-1条第3号から第7号で定める制裁を公表することを決定できる。

L 第136-7条〔停職〕 国務院構成員がその職務維持を不可能にする深刻な違反を犯したとき、又は、緊急を要するとき、その違反者は、最大4か月間、国務院副長官により直ちに停職されうる。この停職は、法上当然に報酬を剥奪するものではない。停職は、公表することができない。副長官は、遅滞なく、停職を理由付ける事実について国務院上級委員会に付託する。

第7章 国務院構成員の行政的活動又は一般利益への参加

L 第137-1条〔国務院構成員の公的活動への参加・その任期〕 国務院構成員の裁判的若しくは行政的性質を有する委員会又は選抜試験若しくは審査の審査委員への参加が予定されているとき、その指名の任務を負う機関は、国務院副長官の意見を聴いた後に、その国務院構成員の資格を、少なくとも同じ等級の名誉構成員にし、又は、特別職として位置付けられる又

は位置付けられた構成員にすることができる。

- ② 職務行使の固有の期間を定める法律又は命令の規定が存在しないとき、
国務院の外部で裁判的職務を行使し又は行政的性質を有する委員会に参加
するために国務院構成員の資格で指名される構成員は、更新可能な3年の
任期とする。

命令の部（国務院の議を経たデクレ）

第1部 国務院

第1編 権限

第1章 裁判上の権限（規定なし）

第2章 行政上及び立法上の権限

R 第 112-1 条〔行政裁判所の監察〕 行政裁判所の監察の恒常的任務は、国
務院副長官の権限の下で、他の国務院構成員によって補佐された1名の国
務評定官により行使される。

- ② その任務は、行政裁判所の組織及び運営を統制する。その任務は、複数
の行政裁判所に関する案件についての調査を指揮することができる。
- ③ 国務院副長官は、毎年、監察訪問及び任務による調査のプログラムを決
定する。行政裁判所の状況の必要性に応じて、国務院副長官は当該プログ
ラムに予定されていない監察を決定することができる。
- ④ その任務は、行政裁判所によるその任務の達成を促進することを目的と
するよき慣行の普及に注視し、また、そのために有効なあらゆる推奨を表
明することができる。

R 第 112-1-1 条〔国務院構成員以外の行政裁判所監察任務への参加〕 地方行
政裁判所及び行政控訴院の裁判官は、R 第 112-1 条で定める任務に参加す
ることを求められうる。長の等級を有する裁判官のみが行政裁判所の組織
及び運営の統制の任務に参加することを求められうる。

- ② 地方行政裁判所又は行政控訴院における主任書記官の職務を行使する公

務員は、行政裁判所の監察任務の下に配属することができる。

R 第 112-2 条〔行政裁判所監察官の勧告権限〕 地方行政裁判所又は行政控訴院で開始されている手続の過度に長い期間を考慮するすべての当事者によって付託されたとき、行政裁判所監察官は、この状況を改善することを目的とする勧告を行う権限を有する。

R 第 112-3 条〔補償金支給の監察官への通知等〕 行政裁判所監察官は、行政裁判所における手続の過度に長い期間によって引き起こされている損害の補償金を支給する行政的又は裁判的決定の名宛人である。

② 行政裁判所監察官は、その運営が問題となっている地方行政裁判所又は行政控訴院の長に助言する。監察官は、この状況を改善することを目的とする勧告を作成し、この意味であらゆる措置提案をすることができる機関に付託することができる。

第 3 章 法律問題に関する意見

R 第 113-1 条〔法律問題の国務院訴訟部事務長への通知〕 L 第 113-1 条を適用して法律問題の付託を表明する地方行政裁判所又は行政控訴院の決定は、決定の表明から 8 日以内に、事案の文書を伴って、係争中の行政裁判所の書記官により国務院訴訟部事務長に通知される。当事者及び所管大臣は、R 第 751-2 条から R 第 751-8 条で定める形式の下で、移送の決定を当事者及び所管大臣に行う通知によって、この移送を知らされる。

R 第 113-2 条〔当事者及び所管大臣の国務院での所見陳述〕 下記の諸規定の留保の下で、法律問題は、訴訟部を構成する国務院での手続を規律する諸規定に適合して審査される。当事者及び所管大臣は、付託の決定が当事者及び所管大臣に通知された日から 1 ヶ月以内に、国務院で所見を述べることができる。この期間は、訴訟部長の決定により短縮することができる。

② 付託を決定した行政裁判所で審理されている訴えがその行政裁判所での弁護士訴訟を免除されているときは、弁護士訴訟の免除が国務院での所見陳述にも適用される。反対の場合には、及び、所見が大臣から表明される

場合を除き、所見は国務院及び破毀院付弁護士によって提示されなければならない。

R 第 113-3 条〔法律問題に関する意見を表明する国務院の名称〕 L 第 113-1 条を適用してなされる国務院意見は、以下の言及の 1 つを含むものとする。

「国務院」、「国務院（訴訟部）」、「国務院（訴訟部、第○及び第△合同課）」又は「国務院（訴訟部、第○課）」

R 第 113-4 条〔意見の通知・公表〕 国務院意見は当事者及び所管大臣に通知する。国務院意見は付託を決定した行政裁判所に送付し、同時に、事案の文書は当該行政裁判所に返付する。国務院意見は、当該意見がフランス共和国官報で公表されることに言及することができる。

第 4 章 仲 裁

R 第 114-1 条〔仲裁〕 国務院での仲裁は、第 2 部第 1 編第 3 章の諸規定により規律する。これらの諸規定の適用のために、行政裁判所の長に付与されている権力は訴訟部長により行使される。

第 2 編 組織及び運営

第 1 章 一般規定

第 1 節 組 織

R 第 121-1 条〔職務付与〕 国務院構成員は、総会においてその職務を命じられる。

R 第 121-2 条〔訴訟部構成員〕 国務院構成員は、訴訟部に関しては、R 第 122-3 条の諸規定の留保の下で、名簿の序列で在籍する。

R 第 121-3 条〔構成員の配属〕 一般職国務評定官、調査官及び傍聴官は、1 つ又は 2 つの部に配属することができる。

② 副部長及び訴訟部課長は、もっぱらその部にだけに配属される。

R 第 121-5 条〔行政部構成員の配属〕 国務院構成員の 1 つの行政部への配属は、その部の審議への貢献に加えて、本部第 3 編第 7 章で定める行政活

動の行使への参加を含むものとする。

R 第 121-6 条〔国務院副長官アレテによる配属〕 R 第 121-3 条及び R 第 121-4 条で定める配属は、部長の意見を聴いた後、国務院副長官アレテにより宣言する。

R 第 121-7 条〔第 1 部で定められていない内部措置〕 国務院副長官は、アレテによって、本部により定められていない内部秩序に関するあらゆる措置を定める。

R 第 121-8 条〔副長官の代理〕 不在又は職務不能の場合は、R 第 122-21 条及び R 第 123-23 条で定める場合を除き、副長官は、名簿記載第一位の部長により代理される。

R 第 121-9 条〔国務院事務総長〕 副長官の権限の下で、事務総長は、国務院の諸部門を統轄し、その活動の準備、その組織、並びに、地方行政裁判所及び行政控訴院の専門集団の管理に必要な措置をとる。

② 国務院事務総長は、国事尚書たる司法大臣の提案に基づき、大統領デクレにより任命する。国務院副長官は、部長の意見を聴いた後に、説明することを求められる。事務総長は、国務評定官及び調査官の中から選出する。

R 第 121-10 条〔国務院事務次長〕 国務院事務総長は、副長官アレテにより事務次長の職務を負う構成員により、補佐され、不在又は職務不能の場合には代理される。

R 第 121-11 条〔事務総長及び事務次長による副長官の補佐等〕 国務院事務総長及び事務次長は、地方行政裁判所及び行政控訴院の裁判官専門集団の管理諸権限の行使において副長官を補佐する。事務総長及び事務次長は、国務院の行政及び予算管理に関するすべての行為並びに決定に署名するために副長官の委任を受けることができる。

② 同様に、国務院の部局長、カテゴリー A の専門集団に属する事務総局長の公務員及び同等の水準の職務を負う行政契約公務員に、前項と同じ目的のための委任を行うことができる。

③ 加えて、前二項で定める人物の責任の下で、国務院において職務を負う

他の公務員に、費用及び支払督促状に関するすべての書類に署名するための委任を行うことができる。

R 第 121-12 条〔国務院の休業期間〕 副長官は、国務院の毎年の休業期間、及び、この休業期間において国務院の多様な行政部の組織の審議の継続性を確保するための措置を決定する。副長官は、その必要性に応じて、臨時部を形成し、それに必要な配属を一時的に宣言する。

R 第 121-13 条〔副長官による管理及び行政〕 国務院副長官は、事務総長の提案に基づいて、選別試験の開始の決定、カテゴリー A の専門集団についての専門試験の開始の決定、専門集団における任命、正職員任命、職務の確定的停止のための決定、出向措置、及び、1984 年 1 月 11 日法律第 16 号第 66 条で定める第三及び第四グループの懲戒処分を除いて、国務院の公務員の管理及び行政に関する行為を行う。

R 第 121-14 条〔副長官による予算編成等〕 国務院副長官は、国務院の予算の主要編成者である。副長官は、国務院によってなされた管理契約を成立させる。

第 2 節 特別職国務評定官

R 第 121-15 条〔特別職国務評定官の行政部の組織への参加〕 特別職国務評定官による各行政部、常設委員会又は各委員会の活動への参加は、各部長と審議する国務院副長官アレテにより決定する。

R 第 121-16 条〔特別職国務評定官の数〕 L 第 121-4 条 II を適用して諮問的職務を行使するために任命される特別職国務評定官の数は、12 名とする。

② L 第 121-4 条 III を適用して裁判的職務を行使するために任命される特別職国務評定官の数は、4 名とする。

第 2 章 裁判上の権限の行使に係る国務院

第 1 節 組織

R 第 122-1 条〔訴訟部の権限・組織〕 訴訟部は、R 第 122-17 条の諸規定の留保の下で、国務院の裁判部門に属するすべての事案を判断する。

② 訴訟部は、本第 1 部で定める要件の下で、事案の審理及び判断に参加す

る 10 の課に分割する。

③ 訴訟部は、他に、本法典 L 第 773-2 条で定める特別構成体を有する。

R 第 122-2 条〔訴訟部構成員〕 訴訟部は以下の者で構成する。

- 一 3 名の副部長によって補佐される 1 名の部長
- 二 各課について、課長の職務を担う 1 名の一般職国務評定官、及び、補佐官の職務を担う一般職の又は L 第 121-4 条の III を根拠として特別職として任命される 2 名の国務評定官
- 三 一般職の又は L 第 121-4 条の III を根拠として特別職として任命される複数の国務評定官、報告者の職務を担う複数の調査官及び傍聴官、並びに、公的報告官の職務を担う複数の一般職国務評定官、調査官及び傍聴官

R 第 122-3 条〔訴訟部における序列〕 訴訟部構成員は、以下の序列において在籍する。

- 一 訴訟部長
- 二 副部長の職歴の長さの序列において副部長
- 三 課長の職歴の長さの序列において課長
- 四 名簿の序列において他の構成員

R 第 122-4 条〔副部長の指名〕 訴訟部の副部長は、訴訟部長との審議を行った国務院副長官の説明の後に、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づいて制定されるデクレにより指名される。

R 第 122-5 条〔公的報告官の指名・任期〕 公的報告官は、訴訟部長の提案に基づいて制定される国務院副長官アレテにより指名される。

② 公的報告官は、全体で 7 年を超える期間でその職務を行使することはできない。ただし、業務上の必要性があるときは、その職務は、副長官アレテにより 6 か月の限度で延長することができる。

R 第 122-6 条〔課長の指名・任期〕 課長は、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づいて、首相アレテにより、4 年間の任期で指名される。国務院副長官は、訴訟部長及び訴訟副部長の意見を聴いた後に、説明することを求められる。課長は、その要求に基づいて、国務院副長官アレテにより 3 年の

期間につきその職務に関して更新される。

- ② 業務上の必要性があるときに 6 か月の限度で国務院副長官アレテにより延長される場合を除き、何人も継続して 7 年以上同じ課の課長の職務を行使することができない。

R 第 122-7 条〔補佐官たる国務評定官の指名・任期等〕 補佐官の職務を担う国務評定官は、訴訟部長及び訴訟副部長の意見を聴いた後に、国務院副長官アレテにより、4 年間の任期で指名される。補佐官の職務を担う国務評定官は、その要求に基づいて、国務院副長官アレテにより 3 年の期間につきその職務に関して更新される。

- ② 業務上の必要性があるときに 6 か月の限度で国務院副長官アレテにより延長される場合を除き、何人も継続して 7 年以上同じ課の補佐官の職務を行使することができない。

- ③ 補佐官の不在又は職務不能の場合、国務院副長官は、訴訟部長及び訴訟副部長の意見を聴いた後に、アレテにより、補佐官の不在又は職務不能の期間について補佐官の職務を担う 1 名の国務評定官を指名することができる。

- ④ 補佐官が所属する課の課長の提案に照らして、訴訟部長は、補佐官を指名して、その補佐官に、裁判構成体としての役割を担うその課を主宰すること、また、その課に割り当てられている訴え及び上告について、R 第 122-12 条及び R 第 822-5 条を適用してオールドナンスにより裁定することを認めることができる。同じ要件の下で、訴訟部長は、課に配属している他の国務評定官を指名して、その国務評定官に、その課に割り当てられている訴え及び上告について、R 第 122-12 条及び R 第 822-5 条を適用してオールドナンスにより裁定することを認めることができる。

R 第 122-9 条〔他の国務評定官の部会への配属〕 R 第 122-2 条第 3 号で定める他の国務評定官の訴訟部の課への配属は、副部長及び課長の意見を聴いた後に、訴訟部長のアレテにより決定する。

R 第 122-10 条〔審議のための要件〕 課は、その課長及びその補佐官のうち 1 名、又は、そうでなければ、2 名の補佐官が出席しているときにしか審

議することはできない。課長若しくは補佐官の空席、欠席又は職務不能の結果により、課が審議するための人数を満たさないときは、課は国務評定官の求めにより補充される。課は同様に、ただし例外的に、名簿の序列に従った調査官の求めにより補充されることができる。これらの国務評定官及び調査官は、訴訟部長により指名される。課長の欠席又は職務不能の場合、課は最古参の補佐官により主宰される。

- ② 課が審理構成体としての役割を担うとき、課は偶数の人数で審議することができる。課長、補佐官及び報告者は、すべての事案において投票権を有する。可否同数の場合、課長の投票が優先する。

第2節 裁判構成体

R 第 122-11 条〔裁判構成体としての課・合同課〕 R 第 122-12 条の諸規定及び R 第 122-17 条の諸規定の留保の下で、事案の判断権は、1つの課、又は、2つ、3つ若しくは4つの合同課に付与される。

- ② 裁判構成体における諸課のグループ化は、訴訟部長の提案に基づいて、国務院副長官アレテにより定められる。

R 第 122-12 条〔訴訟部長、訴訟副部長、課長及び R 第 122-7 条第 4 項で定める国務評定官の権限〕 訴訟部長、訴訟副部長、課長及び R 第 122-7 条第 4 項で定める国務評定官は、オルドナンスにより、以下のことを行うことができる。

- 一 訴えの取り下げに法的確認を与えること
- 二 行政裁判所の管轄に明らかに属しない訴えを却下すること
- 三 訴えについて裁定する必要があることを確認すること
- 四 行政裁判所が原告に対して訴えを適法化することを勧告する義務を負わないとき、又は、訴えがその適法化の要求により付与された期間満了後にも適法化されなかったとき、明らかに受理不可能な訴えを却下すること
- 五 L 第 761-1 条で定める支払命令又は費用負担以外の問題をもはや判断する必要がない訴えについて裁定すること
- 六 事実の新たな評価又は性質決定を求めることなく、訴訟部としての役

割を担う国務院の同様の決定により全体的に解決された問題又は L 第 113-1 条を適用して国務院によってなされた同様の意見により全体的に審査された問題と同一の問題を法的に判断する必要がある一連の事項に属する訴えについて裁定すること

七 訴えの期間満了後、又は、追加趣意書が表明されたときは追加趣意書の提出後、明らかに根拠のない外的適法性の事由、受理不可能の事由、又は、その証拠を発見することが明らかに疑わしい事実しか伴っていない若しくはその証拠の正当性を評価することを可能とする詳細を伴っていない事由しか含んでいない訴えを却下すること

- ② 訴訟部長、訴訟副部長、課長及び R 第 122-7 条第 4 項で定める国務評定官は、さらに、オールドナンスにより、裁判的決定の執行を猶予するために、申立趣意書を却下することができる。

R 第 122-13 条 (削除)

R 第 122-14 条〔裁判構成体としての課における審議の要件〕 裁判構成体としての役割を担う課は、少なくとも投票権を有する 3 名の構成員が出席しているときにしか審議することはできない。

- ② R 第 122-16 条第 2 項及び第 3 項は、裁判構成体としての役割を担う課に適用する。
- ③ 裁判構成体としての役割を担う課は、その課長又は R 第 122-7 条第 3 項で定める 1 名の国務評定官により主宰される。国務院副長官、訴訟部長及び訴訟副部長は、各課を主宰することができる。

R 第 122-15 条〔裁判構成体としての合同課の主宰・構成員〕 合同課は、1 名の訴訟副部長により主宰される。合同課は、同様に、国務院副長官又は訴訟部長により主宰されうる。

- ② 合同課の裁判構成体は、その長及び報告者の他に、以下の者で構成する。
- 一 それぞれの課長
 - 二 それぞれの課の補佐官、又は、合同課が 4 つの数であるときは、各課の職務における最古参の補佐官
 - 三 合同課が 2 つ又は 4 つの数であるときは、合同課を形成している課の

外から、1年に2度確定される役割順に従って、訴訟部長により指名される訴訟部に属する1名の国務評定官

- ③ 合同課の長は、職務不能の場合、第1号で定める者のうちその職務において最古参の課長により代替される。合同課が4つの数であるときは、1つの課の課長は、その職務の行使における最古参の補佐官により代替され、その補佐官自身もその課の他の補佐官により代替される。

R 第 122-16 条〔合同課における裁定の要件〕 事案の判断のために、合同課は、少なくとも投票権を有する5名の構成員が出席しているときにしか裁定することはできない。合同課が3つ又は4つの数であるときは、合同課は、少なくとも投票権を有する7名の構成員が出席しているときにしか裁定することはできない。

- ② 合同課は、奇数の構成員が出席しているときにしか裁定することはできない。審議に出席している投票権を有する構成員の数が偶数であるときは、名簿の序列における最古参の出席している国務評定官、調査官又は傍聴官が、合同課を構成することを求められる。
- ③ 前項の規定は、空席、欠席又は職務不能の結果により、出席している構成員が審議のために必要な数を満たしていないときにも適用される。

R 第 122-17 条〔事案の判断・付託〕 国務院の裁判管轄に属するあらゆる事案の判断は、訴訟部に、又は、国務院副長官、訴訟部長、裁判構成体の長、裁判構成体、審理構成体の役割を果たす事案が審査される報告課若しくは公的報告官の要求により訴訟総会に付託される。

- ② その審理が R 第 611-20 条第1項を適用して訴訟部に付与された事案は、訴訟総会により判断される。
- ③ 裁判構成体の役割を担う課で対象となった事案の合同課への付託、又は、2つの合同課で対象となった事案の3つ若しくは4つの合同課への付託は、裁判構成体の長、裁判構成体、審理構成体の役割を果たす事案が審査される報告課又は公的報告官の要求により行われる。

R 第 122-18 条〔裁判構成体としての訴訟部構成員〕 裁判構成体としての役割を担う訴訟部は、以下の者で構成する。

- 一 訴訟部長
- 二 3名の訴訟副部長
- 三 課長、及び、R 第 773-12 条を適用して法上当然に付託される問題の審査の場合には、特別構成体の長
- 四 報告者

R 第 122-19 条〔訴訟部における主宰・裁定の要件〕 訴訟部長の欠席又は職務不能の場合、裁判構成体としての役割を担う訴訟部は、その職務の行使における年功序列に従い 1 名の訴訟副部長により、又は、この 1 名の訴訟副部長がいないときは、職務の行使において最古参の審議に出席している課長により主宰される。

- ② 欠席又は職務不能の場合、事案が判断される報告課の課長は、その職務の行使における年功序列に従い報告課の 1 名の補佐官により代替される。
- ③ 訴訟部は、少なくとも投票権を有する 9 名の構成員が出席しているときにしか裁定することはできない。
- ④ 訴訟部は、奇数の構成員が出席しているときにしか裁定することはできない。審議に出席している投票権を有する構成員の数が偶数であるときは、訴訟部は、名簿の序列に基づいて 1 名の補佐官により補完される。この規定は、同様に、空席、欠席又は職務不能の結果により、出席している構成員が審議のために必要な数を満たしていないときにも適用される。

R 第 122-20 条〔訴訟総会の構成員・主宰権・裁定の要件〕 訴訟総会は、以下の者で構成する。

- 一 国務院副長官
- 二 部長
- 三 訴訟部の 3 名の副部長
- 四 事案が判断される報告課の課長、審理が R 第 611-20 条第 1 項で定める要件の下で行われたときは事案が最初に付与された課の課長、又は、R 第 773-12 条を適用して法上当然に付託される問題の審査のときは特別構成体の長
- 五 前項の課長の他に、その職務の行使において最古参の 4 名の課長

六 報告者

- ② 訴訟総会の主宰権は、国務院副長官に属する。
- ③ 訴訟総会は、9名の構成員又はその代理が出席しているときにしか有効に開催することはできない。
- ④ 訴訟総会は、奇数の構成員が出席しているときにしか裁定することはできない。審議に出席している投票権を有する構成員の数が偶数であるときは、訴訟総会は、第4号又は第5号で定める者のうち構成員ではない、職務行使における最古参の1名の課長により、又は、この1名の課長がいないときは、その職務の行使における最古参の補佐官により補完される。

R 第 122-21 条〔職務不能の場合の代替・行政部で審議された案件が訴訟総会に付託されたときの当該行政部長の代替〕 国務院副長官の職務不能の場合、訴訟総会の主宰権は、訴訟部長により行使される。訴訟総会を補完するために、国務院副長官は、名簿記載第一位の行政部長により代替され、その行政部長自身も名簿の序列に従い当該行政部の1名の副部長により代替される。

- ② 職務不能の場合、訴訟部長は、総会を補完するために、その職務の行使における年功序列に従い訴訟部の副部長により代替される。訴訟部の副部長、及び、R 第 122-20 条第 5 号で定める課長は、その職務の行使における年功序列に従い、同条第 4 号及び第 5 号を適用して構成員となる課長以外の課長により代替される。
- ③ 1名の行政部長の職務不能の場合、この行政部長は、名簿の序列に従い当該行政部の1名の副部長により代替される。
- ④ 職務不能の場合、R 第 122-20 条第 4 号で定める課長は、名簿の序列に従い当該課の1名の補佐官により代替される。
- ⑤ 訴訟総会が国務院の意見の後になされた行為に対する訴えを付託されたとき、この意見の審議に参加した行政部の部長は、訴訟総会の構成員となることはできない。当該行政部長は、第1項及び第3項を適用して構成員となる行政部の副部長を除いて、名簿の序列に従い他の行政部の副部長のうち最古参の副部長により代替される。

R 第 122-21-1 条〔行政部で審議された案件が付託されたときの当該行政部意見に関与した者の判決形成への参加禁止〕 R 第 721-1 条の諸規定を妨げることなく、国務院構成員は、自身が意見の審議に参加していたときは、国務院の意見の後になされた行為に対する訴えの判断に参加することはできない。

R 第 122-21-2 条〔行政部の審議に参加した構成員名簿の通知〕 国務院が 1 つの行政部の意見の後になされた行為に対する訴えを付託されたとき、この意見の審議に参加した構成員の名簿は、その要求を行う提訴者に通知される。

R 第 121-21-3 条〔行政部の意見及び関連文書へのアクセス禁止〕 国務院の意見の後になされた行為に対する訴えの判断に参加する国務院構成員は、これらの意見が公表されていない限りこれらの意見を得ることはできず、また、これらの意見に関する行政部の諸文書も得ることはできない。

R 第 122-22 条〔報告者の投票権〕 訴訟を担う国務院の諸構成体において、報告者は投票権を有する。

R 第 122-23 条〔訴訟部長による委任〕 訴訟部長は、アレテにより、本法典第 5 部の諸規定を適用して自身に提示される要求について裁定するために、また、本法典第 3 部の諸規定を適用して権限問題に関する規律及び関連性についての移送を行うために、1 名の副部長に、及び、副部長の欠席又は職務不能が予見できるときは、その欠席又は職務不能の期間について、訴訟部に属する 1 名の国務評定官に、これを委任することができる。

R 第 122-24 条〔訴訟部長の欠席又は職務不能の場合における副部長の権限〕 訴訟部長の欠席又は職務不能の場合、副部長は、その職務における年功序列に基づいて、法上当然に、前条で定める要求について裁定する権限を有する。

② 同じ状況の下で、1 名の副部長は、その職務における年功序列により、法上当然に、R 第 122-5 条、R 第 122-9 条、R 第 122-10 条、R 第 122-15 条、R 第 122-17 条、R 第 611-20 条第 1 項、R 第 635-2 条、R 第 712-1 条第 1 項、R 第 931-4 条及び R 第 931-7 条により訴訟部長に付与されている諸権限を

行使する。

R 第 122-25 条〔訴訟部長の欠席又は職務不能の場合における訴訟部の統轄〕 訴訟部長の欠席又は職務不能の場合、訴訟部長は、訴訟部を統轄するために、その職務における年功序列に基づいて 1 名の副部長により、又は、その副部長がいないとき、その職務の行使において最古参の課長により代替される。

第 2 節の 2 国務院に派遣される専門家の国内名簿

R 第 122-25-1 条〔国務院に派遣される専門家の国内名簿の作成〕 毎年、裁判官の情報のために、行政控訴院長官への諮問を経た後に、訴訟部長によって準備される国務院に派遣される専門家の国内名簿が作成される。

第 3 節 訴訟部事務局

R 第 122-26 条〔訴訟部事務長〕 訴訟部事務局は、訴訟部事務長により統轄される。

② 訴訟部事務長は、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づいて、かつ、副長官及び訴訟部長の説明に基づいて、首相アレテにより任命される。訴訟部事務長は、同じ形式でしか罷免されることはできない。

R 第 122-27 条〔副事務長〕 訴訟部事務長は、訴訟部長の提案に基づいて、国務院副長官により指名された 1 名の副事務長により補佐される。

R 第 122-28 条〔課の主任書記官による訴訟部事務長及び課長の補佐〕 各課について、訴訟部事務長は、さらに、訴訟部長の提案に基づいて、国務院副長官により指名された 1 名の主任書記官により補佐される。

② 課の主任書記官は、文書の審理において課長を補佐する。課の主任書記官は、保全措置の実施及び監視の任務を負い、その目的で、当事者にそれを通知する郵便物に署名することができる。

R 第 122-28-1 条〔審議事務局〕 審議事務局は、訴訟部事務長、課の主任書記官、及び、その目的のために訴訟部長により指名された訴訟部官吏により統轄される。

R 第 122-28-2 条〔訴訟部事務長の一部権限の委任〕 訴訟部事務長は、訴訟部長の同意を伴って、その権限の一部についての自身の署名を訴訟部に属

する官吏に委任することができる。

R 第 122-29 条〔訴訟部事務長の欠席又は職務不能の場合〕 欠席又は職務不能の場合、訴訟部事務長は、その職務の行使において、訴訟部副事務長により、及び、訴訟部副事務長が欠席又は職務不能の場合は訴訟部長によって指名された 1 名の主任書記官により代替される。

第 4 節 裁判補助者

R 第 122-30 条〔裁判補助者の臨時職務選抜試験〕 L 第 122-2 条を適用して採用される裁判補助者は、その権限行使のために国務院構成員により実施される臨時職務選抜試験の対象となる。

R 第 122-31 条〔裁判補助者の職務の行使〕 裁判補助者は、自身が配属されている訴訟部の部長の同意を伴ってしか、1 つの専門活動に付随した職務を行使することはできない。

② 裁判補助者の職務は、自由業の法的・司法的職業者、又は、そのような職業者に雇用されている者によって行使されることができない。

R 第 122-32 条〔諸規定の準用〕 R 第 227-2 条及び R 第 227-4 条から R 第 227-10 条までの諸規定は、国務院に配属される裁判補助者に適用する。これらの諸規定により行政裁判所の長に付与される諸権限は、裁判補助者が配属されている訴訟部の部長によって行使される。

第 3 章 行政上又は立法上の権限の行使に係る国務院

R 第 123-1 条〔審議方法〕 国務院は、各部、合同部、複数の関係する部で構成される委員会、又は、総会で審議する。

第 1 節 行政部

R 第 123-2 条〔行政部の構成〕 国務院の行政部は、以下の部で構成する。

- ・内務部
- ・財務部
- ・公土木部
- ・社会部
- ・一般行政部

・ 報告調査部

R 第 123-3 条〔事案の分担〕 事案は、国務院副長官の提案に基づいて制定される、首相及び国事尚書たる司法大臣共同アレテの諸規定に従って、前条の部のうちの最初から 5 つの部の間で分担する。

② ある事案が複数の部に属する事項に関連するときは、その事案は、複数の部のうちのその構成が場合によっては R 第 123-10-1 条で定める要件の下で補完される 1 つの部により、R 第 123-10 条で定める要件の下で合同部若しくは特別委員会により、又は、R 第 123-10-2 条で定める要件の下で複数の所管の部により共同で、審査する。

③ 国務院副長官は、ある事案を本条に基づいて見識を有する所管部とは別の部に割り当てることができる。

R 第 123-3-1 条〔議員提出法律案及び人権擁護官による求意見の審査の割当て〕 議員提出法律案の審査又は人権擁護官によって提示された求意見の審査は、国務院副長官によって R 第 123-2 条で定める最初から 5 つの部のうちの 1 つの部に割り当てられる。

R 第 123-4 条〔地方法律案の審査の分担〕 ニューカレドニアの地方法律の政府提出案及び議員提出案は、R 第 123-3 条第 1 項に基づいてその案が対象とする事項について見識を有する所管部によって審査される。

② 政府提出及び議員提出の地方法律案についての国務院の意見は、ニューカレドニアに関する 1999 年 3 月 19 日憲法附属法律第 209 号第 100 条最終項で定める諸機関、首相、海外担当大臣及び他の関係する大臣に通知する。

R 第 123-5 条〔報告調査部の提案及び調査〕 報告調査部は、L 第 112-3 条の執行において国務院が公権力に宛てる提案を起草し、首相の求めに応じて又は副長官の主導により調査にとりかかる任務を負う。

② 報告調査部は、同様に、本法典第 9 部で定める要件の下、訴訟部を構成する国務院及び行政裁判所の判決の執行が生じさせうる問題の解決に責任を負う。

③ 報告調査部は、国務院が毎年作成する活動報告書を準備する。この活動

報告書は各部長と審議する副長官に付託され、総会によって採択される。この活動報告書は、国務院が政府の関心を喚起した法律、命令又は行政秩序の改革に言及する。この活動報告書は、新たな提案を含めることができ、さらに、必要があれば、訴訟部を構成する国務院及び行政裁判所の判決の執行において直面する問題を指摘する。

④ 報告書は、大統領に提出する。

R 第 123-6 条〔各行政部の構成〕 各行政部は、1名の部長、少なくとも6名の一般職国務評定官、複数の特別職国務評定官、調査官及び傍聴官で構成する。

② 行政部に配属された1名又は複数の一般職国務評定官は、部長の意見を聴いた後に定められる副長官アレテにより副部長に任命する。副部長は、部長の権限行使において部長を補佐し、必要に応じ部長を代理する。一定の国家公務員の採用の年齢制限及び態様に関する1986年12月23日法律第1304号第1条を適用して、自身が配属されている行政部の副部長は、法上当然に、在職中は部長として見なされる。

③ 行政部構成員は、その部におけるすべての事案において議決権を有する。

R 第 123-6-1 条〔行政部の会議形態〕 各行政部は、部長により定められた構成での通常会議として招集される。

② 行政部は、部長が議事日程に記載された事案の重要性及び問題により必要と判断するときは、全員会議として招集される。

③ 行政部は、部長が議事日程に記載された事案が特別の問題を生じさせないと判断するときは、限定会議として招集される。

R 第 123-7 条〔報告調査部の一般報告者〕 各部長の意見を聴いた後に副長官により任命される1名の国務評定官又は1名の調査官は、報告調査部の一般報告者の職務を行使する。この者は、報告調査部にのみ配属され、報告調査部におけるすべての事案において議決権を有する。

② 複数の調査官及び傍聴官は、前項の報告調査部一般報告者を補佐することができる。これらの調査官及び傍聴官は、報告調査部にのみ配属される。

R 第 123-8 条〔会議の定足数〕 行政部は、部長の他に、3名の構成員又は限定会議の場合は2名の構成員が出席しているときにしか、有効に審議することはできない。

R 第 123-9 条〔会議の主宰〕 行政部の部長は、会議が1名の副部長又は副部長が欠席の場合は名簿記載第一位の一般職国務評定官により主宰されることを決定することができる。

② 国務院副長官は、各行政部の会議を主宰することができる。

③ 可否同数の場合は、会議の議長の投票が優先する。

R 第 123-10 条〔合同部・委員会〕 国務院副長官の主導により、又は、関係する2名の部長の共同での主導により、所管行政部及び他の行政部のうち1つの部は、特定の事案の審査のために、招集されうる。

② 2つの部の代表者は、それぞれの部長により同数で指名される。

③ 2つ以上の部を招集する必要があるときは、場合によっては訴訟部を含む関係する部で構成される委員会が設置される。副長官は委員会の構成を定める。

④ R 第 123-8 条及び R 第 123-9 条最終項の諸規定は、合同部及び委員会に適用する。

⑤ R 第 123-6 条最終項の諸規定は、合同部に適用する。委員会に関しては、すべての委員会構成員が議決権を有する。

⑥ 合同部又は委員会の会議の主宰権は、国務院副長官又は名簿記載第一位の出席している1名の部長若しくは場合によっては1名の副部長に属する。

R 第 123-10-1 条〔所管部の審議における他の部の構成員の参加〕 1つの部に割り当てられている事案が複数の部に属する事項に関連するときは、当該部にそれぞれ所属する1名又は複数の構成員は、会議に貢献し、所管部の審議に参加することを求められうる。

R 第 123-10-2 条〔テキストの分割審査〕 国務院副長官は、テキストの一部が分割可能でありかつ複数の部の所管にそれぞれ属する場合、主務部の調整の下で、複数の所管部が共同して、テキストのそれぞれ関係する部分に

ついて審査することを決定することができる。

R 第 123-11 条〔部・委員会の意見の確定及び送付〕 各部又は委員会の事務長は、これらの組織により表明された意見の謄本を確定し、その謄本を関係する行政機関に送付する。議員提出法律案について表明された意見は、国務院に付託した議院の議長に送付する。

第 2 節 総会

R 第 123-12 条〔全員総会及び通常総会〕 国務院の総会は、全員総会の形態又は通常総会の形態で招集される。

R 第 123-13 条〔全員総会の構成員〕 全員総会は、議決権を有して、国務院副長官、各部長、国務評定官で構成する。調査官及び傍聴官は、参加権及び発言権を有する。調査官及び傍聴官は、自身が報告者である事案において、議決権を有する。

R 第 123-14 条〔通常総会の構成員〕 通常総会は、議決権を有して、以下の者で構成する。

一 国務院副長官及び各部長

二 場合によって他の副部長により代理される訴訟部の副部長のうちの 1 名

三 行政部の各副部長

四 訴訟部に配属される国務評定官の中から、訴訟部長の提案に基づいて、国務院副長官により毎年選出される 10 名の国務評定官

五 各行政部の部長の提案に基づいて国務院副長官により毎年選出される、各行政部から 1 名の国務評定官

② 前項の第 3 号、第 4 号及び第 5 号で定めるそれぞれの国務評定官について、2 名の代理が選出される。このとき 2 名の代理は議決権を有する。

③ 国務院の他の構成員は、発言権をもって、通常総会に参加する。国務院の他の構成員は、自身が報告者である事案において、議決権を有する。

R 第 123-16 条〔総会の主宰権〕 L 第 121-1 条の諸規定の留保の下で、総会の主宰権は、国務院副長官に属し、不在の場合には、名簿記載第一位の部長に属する。

R 第 123-17 条〔総会の定足数等〕 国務院の総会は、議決権を有する構成員の少なくとも半分が出席しているときにしか、審議することはできない。ただし、この定足数は、総会が全員総会の形態で招集されるとき、及び、総会が招集される形態がいかなるものであれ毎年の休業期間においては、議決権を有する構成員の 4 分の 1 に置き換えるものとする。

- ② 総会の議長は、総会の議場整理権を有し、審議を指揮する。
- ③ 可否同数の場合は、総会の議長の投票が優先する。

R 第 123-18 条〔国務院内部での選挙〕 国務院がその構成員の 1 名を選出する必要があるときは、秘密投票かつ出席構成員の絶対多数での全員総会での選挙を実施する。

R 第 123-19 条〔総会における事務局〕 国務院事務総長又は事務次長のうち 1 名が、総会の事務局を確保する。事務総長又は事務次長は、総会での議事録を作成する。事務総長又は事務次長は、政府提出法律案、オルドナンス案及びデクレ案、並びに、国務院意見を請求するための資格を有している人物に交付される国務院〔拘束的〕意見の謄本に署名し、これを確定する。事務総長又は事務次長は、国会議員に充てられる議員提出法律案についての国務院意見の謄本に署名し、これを確定する。

- ② 国務院事務総長は、前項で定める職務の行使において、1 つの行政部の事務長に代理させることができる。

R 第 123-20 条〔総会に付される事案〕 以下の事案が、国務院の通常総会の議事日程に、又は、所管部若しくは委員会の長の意見を聴いた後に副長官の決定に基づいて国務院の全員総会の議事日程に登録される。

- 一 R 第 123-21 条の諸規定の留保の下で、政府提出法律案、議員提出法律案及びオルドナンス案
 - 二 その重要性を理由に、関係大臣の求めに応じて、国務院副長官により、所管部若しくは委員会の長により、又は、所管部若しくは委員会の求めに応じて、総会に審査に付される事案
- ② ただし、国務院副長官は、所管部又は委員会の長の提案に基づいて、以下のカテゴリーに属する一定の草案を総会の議事日程に登録しないことを

決定することができる。

- a) オルドナンスの承認を主要な目的とする政府提出法律案
 - b) 国際条約の批准又は同意を承認する政府提出法律案
 - c) 1つ若しくは複数の海外共同体又はニューカレドニアへの法律規定の拡大及び場合によっては適用に関する政府提出法律案、議員提出法律案又はオルドナンス案
 - d) EU 指令の国内法への導入を主要な目的とする政府提出法律案、議員提出法律案又はオルドナンス案
 - e) 法律の法典化を実施する政府提出法律案、議員提出法律案又はオルドナンス案
 - f) 問題を生じさせない政府提出法律案、議員提出法律案又はオルドナンス案
- ③ 通常総会は、事案の全員総会への付託を決定することができる。

第3節 常設委員会

R 第 123-21 条〔常設委員会の権限〕 常設委員会は、緊急性が所管大臣によって通告され、根拠法令において定める首相の特別決定により明白に申し立てられた例外的な場合において、政府提出法律案及びオルドナンス案を審査する任務を負う。

- ② 国民議会議長及び元老院議長の議員提出法律案についての求意見を国務院に付託した文書が緊急性を申し立てているとき、議員提出法律案は、国務院副長官の決定に基づいて、常設委員会の審査に付することができる。
- ③ 常設委員会は、各場合において、指示を出した後に、自身が付託される事案を総会に送付することを決定することができる。

R 第 123-22 条〔常設委員会の構成員〕 常設委員会は、以下の者で構成する。

- 一 国務院副長官
- 二 副長官及び場合によっては関係する1つ又は他の複数の部の部長による説明の後になされる、国事尚書たる司法大臣の提案に基づいて制定される首相アレテにより選出される、1つの行政部の部長
- 三 関係する部の部長の意見を聴いた後に副長官アレテにより選出され

る、各部から2名の国務評定官

- ② 前項の第3号で定めるそれぞれの国務評定官について、同じ態様に従って、各部の国務評定官及び調査官の中から、2名の代理が選出される。このとき2名の代理は議決権を有する。
- ③ 常設委員会は、自身が付託された事案の性質に従って、緊急性が宣言されない場合にその事案について通常所管する部の部長の提案に基づいて副長官により選出される1名場合によっては2名の構成員によって補完することができる。
- ④ さらに、国務院構成員はすべて、特定の事案の報告のために、副長官により特別に選出されうる。

R 第 123-23 条〔常設委員会の主宰権〕 常設委員会は、副長官により又はその不在の場合はR 第 123-22 条（第2号）で定める首相アレテにより選出される部長により主宰される。

- ② 可否同数の場合、常設委員会の議長の投票が優先する。
- ③ R 第 123-6 条最終項、R 第 123-8 条最終二項、R 第 123-17 条及び R 第 123-19 条の諸規定は、常設委員会に適用する。

第4節 共通規定

R 第 123-24 条〔政府委員による国務院の会議への陪席〕 各省庁において、関係大臣の提案に基づいて制定されるデクレは、少なくとも部局長の地位を有する公務員を選出し、この公務員は、政府委員の資格で、自身が属する部門のすべての事案について国務院の会議に陪席することを認められる。

- ② その部局のすべての事案について政府委員の資格で国務院の会議に陪席することを認められる公務員の他に、複数の公務員が、特定の事案の審査のために、国務院への付託の際に大臣により政府委員の資格で選出されうる。
- ③ 政府委員は、その部局の所管の事案について、総会、委員会又は部の会議に発言権をもって陪席する。

R 第 123-24-1 条〔議員提出法律案の審査の際に参加が認められる者〕 議員提出法律案の起草者の他に、起草者が自身を補佐するために選出した人物も、その議員提出法律案が審査される会議に発言権をもって参加すること

ができる。

R 第 123-24 条〔人権擁護官の参加〕 人権擁護官及び人権擁護官が選出した公務員は、人権擁護官が国務院に送付した求意見が審査される会議に発言権をもって参加することができる。

R 第 123-25 条〔地方法律の審査における陪席者〕 ニューカレドニアの地方法律の政府提出案及び議員提出案の審査のために、ニューカレドニア政府の長のアレテは、少なくとも部局長の地位を有し、ニューカレドニア政府委員の資格で、国務院の会議に発言権をもって陪席することができる公務員を選出する。

② 共和国政府は、R 第 123-24 条で定める要件の下で、国務院において代表する。

R 第 123-26 条〔副長官及び関係行政部長の国務院の他の会議への参加〕 国務院副長官及び関係する行政部長は、その特別の知識が会議の審議を啓蒙できる者として、行政部、常設委員会を含めた委員会及び総会の会議に発言権をもって参加することを求められうる。

第 3 編 身分規定〔略〕

第 1 章 一般規定

第 2 章 国務院上級委員会

第 3 章 任用

第 1 節 一般規定

第 2 節 地方行政裁判所及び行政控訴院の専門集団構成員から選ばれる国務院構成員の任用

第 3 節 特別職調査官に関する諸規定

第 4 章 昇進

第 5 章 地位

第 6 章 懲戒

第 7 章 国務院構成員の行政活動又は一般利益への参加

*本稿は、平成30年度～令和2年度科学研究費（基盤研究（C））「ヨーロッパにおける二重機能型国務院の比較法的研究 — 権力分立と人権保障の観点から —」及び令和元年度～令和2年度成城大学特別研究助成金「国内及びヨーロッパの諸機関による国内法秩序形成に関する比較研究」の研究成果の一部である。

（おくむら・こうすけ＝本学准教授）

